## 特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務停止命令及び 第7条第1項に基づく指示並びに第8条の2第1項に基づく業務禁止命令

### 1 対象事業者

(1)事業者名 株式会社ORBITAL PERIOD(会社法人等番号 0104-01-128676)

代表者名 代表取締役 吉川 孝子(令和6年1月26日就任)

所 在 地 東京都豊島区東池袋一丁目 31番 10号(令和6年1月26日同所に移転)

設 立 平成 28 年 12 月7日

(※令和6年1月の所在地移転前に吉川氏が全株式を取得して代表取締役に就任。)

資本金10万円

業務内容 ゴキブリ等の害虫駆除・対策作業(訪問販売)

売 上 高 不明

(2)事業者名 株式会社サービス (会社法人等番号 0105-02-020603)

代表者名 代表取締役 吉川 孝子(令和6年6月6日就任)

所 在 地 東京都台東区元浅草二丁目1番2-303 号

(※令和6年6月の商号変更前に吉川氏が全株式を取得して代表取締役に就任。)

商号変更 令和6年6月6日 旧商号より株式会社ORBITAL PERIODに変更

令和6年8月9日 株式会社サービスに変更

資 本 金 300 万円

業務内容 ゴキブリ等の害虫駆除・対策作業(訪問販売)

売 上 高 約1億4,600万円(事業者報告による。)

#### 2 対象事業者の関係

株式会社ORBITAL PERIOD(以下「オービタル社」という。)は、「害虫 110番」と表示したウェブサイトを見た消費者から電話やSNSによる連絡を受けて作業者を派遣し、消費者宅において、害虫駆除や害虫対策の役務提供契約(以下「本件役務提供契約」という。)を締結しており、遅くとも令和6年4月22日から、特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売を行っているものと認められる。

また、株式会社サービス(以下「サービス社」という。)は、令和6年6月6日に商号をオービタル社と同一の「株式会社ORBITAL PERIOD」と変更し、同日以降、消費者宅において本件役務提供契約の締結を行っていた。なお、サービス社は、令和6年8月8日に商号を現在の「株式会社サービス」に変更している。

一方、令和6年6月6日以降も、オービタル社は、本件役務提供契約にかかる広告業務及び消費者との電話対応業務を行っていた。また、本件役務提供契約締結時に消費者に交付する作業請負契約書の書式(以下「書面」という。)を作成し、お客様サポートセンターとしてオービタル社が契約した電話番号を記載するとともに、書面に記載のある「株式会社ORBITAL PERIOD」の住所(東京都新宿区西新宿3丁目(以下略))宛に届く郵便物を、郵便物転送サービスを利用し、オービタル社の代表者住所に転送させていた。さらに、消費者からの代金の振込先及び消費者に対する返金口座は、オービタル社名義であった。

したがって、令和6年6月6日以降、オービタル社とサービス社は、連携共同して、本件役務提供契約締結にかかる法第2条第1項に規定する訪問販売を行っているものと認められる。

### 3 対象事業者に関する都内の相談の概要(令和7年3月10日時点)

契約者平均年齢	平均契約額	相談件数			
		2022 年度 (R4年度)	2023 年度 (R5年度)	2024 年度 (R6年度)	合計
約 26.2 歳 (18 歳~81 歳)	約 14.6 万円 (最高:約 34.7 万円)	0 件	0 件	268 件	268 件

## 4 業務停止命令(法人)の内容 \*2事業者それぞれに対して命令

令和7年3月28日(命令の日の翌日)から令和8年3月27日までの間(12か月間)、法第2条第1項に規定する 訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 役務提供契約を締結すること。

### 5 不適正な取引行為の内容

以下、オービタル社とサービス社が連携共同して行った行為については「オービタル社ら」と記述する。

以下、オービタル社とサービス社が連携共同して行った行為については「オービタル社ら」と記述する。				
不適正な取引行為	法の条項			
オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、ウェブサイト上の目立つ場所に「害虫 110 番」という名称を大きく表示する一方、オービタル社らの商号については、最下部までスクロールした箇所のリンク先またはウェブサイト上のウィンドウ内に表示するのみであった。また、消費者宅を訪問する際及びそれに先立つ電話において、「害虫 110 番」とのみ告げ、勧誘に先立ってオービタル社らの商号を明らかにしていなかった。	法第3条 【事業者名不明示】			
オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、本件役務 提供契約を締結した際に消費者に交付する作業請負契約書に、役務の種類、 代金の支払方法、代表者氏名、使用する薬品の商品名及び商品の商標又は 製造者名について記載していなかった。 また、オービタル社らの所在地として「東京都新宿区西新宿3丁目(以下略)」 と郵便物転送サービス事業者の住所を記載するのみで、オービタル社らの実 際の所在地を記載していなかった。	法第5条第1項 及び同第2項 【契約書面記載不備・ 虚偽記載】			
オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、本件役務提供契約の勧誘をするに際し、次のとおり、消費者が契約の締結を必要とする事情に関する事項について事実と異なることを告げていた。 オービタル社は「黒ゴキブリの卵しょうと糞があります。」、「それが今数個あるんですよ。」等と告げていたが、実際にはゴキブリの卵はなかった。オービタル社らは、「冷蔵庫内部にもゴキブリの糞があった。」と告げていたが、実際にはバナナの皮の黒い部分が千切れたものであり、また、「ゴキブリの卵は、洗濯機の下とトイレの棚の奥の2箇所に一つずつある。」、「これは完全に孵化していますよ。絶対卵ありますよ。」等と告げていたが、実際にはゴキブリの卵はなかった。	法第6条第1項第6号 【不実告知 (顧客が契約締結を必 要とする事情)】			

オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、消費者から 書面又は電磁的記録によりクーリング・オフの申し出を受けたにもかかわらず、 本件役務提供契約に関連して受領した金銭の一部又は全部を返金しなかっ

法第7条第1項第1号

【債務履行拒否】

オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、本件役務 提供契約の勧誘をするに際し、次のとおり、消費者に迷惑を覚えさせる勧誘を 行っていた。

オービタル社は「出てきたゴキブリと卵の種類が違うからゴキブリはまだいっぱ いいる。」等と、消費者が心理的に不安な状態に陥ることを告げていた。

オービタル社らは、消費者が「もう、今日は大丈夫です。」等と契約を締結しな い旨を何度も伝えたにもかかわらず、30分以上にわたり勧誘を継続した。また、 オービタル社らは「2週間もしたら卵が孵化して、リアルゴキブリハウスですよ。マ ジやばいですよ。」、「数日間家を空けると、ゴキブリの卵がふ化して、帰宅して 扉を開けた瞬間、ゴキブリが飛び交っているかもしれませんよ。」等と、消費者が 心理的に不安な状態に陥ることを告げていた。

法第7条第1項5号 省令第18条第1号

【迷惑勧誘】

オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、クーリング・ オフを申し出た消費者に対して、次のとおり、迷惑を覚えさせるような仕方で契 約の解除を妨げた。

オービタル社は、「クーリング・オフは無理。1割しか返せない。」と、数週間に わたりクーリング・オフを認めず、消費者がクーリング・オフによる返金を諦めざる を得ない状況にした。

オービタル社らは、「訪問前に電話でおおまかな作業内容や金額を口頭説明 しており、訪問販売には当たらない。」等と告げてクーリング・オフを認めなかっ たり、「グダグダ言ってるんじゃねえ。」等と怒った口調で高圧的に告げたりして、

法第7条第1項5号 省令第18条第1号

【迷惑解除妨害】

オービタル社は、また、令和6年6月6日以降、オービタル社らは、本件役務 提供契約に基づく債務を履行させるため、消費者に対して、次のとおり、迷惑を 覚えさせるような仕方で預貯金を引き出させるための勧誘をしていた。

消費者がクーリング・オフによる返金を諦めざるを得ない状況にした。

オービタル社は、「現金しかダメ。」、「今からコンビニに行って下ろして来て。」 等と告げ、深夜に外出させ現金を持ち帰らせた。

オービタル社らは、「クレジットカードは使えますが、手数料が余計にかかるか ら、お勧めはしません。」、「作業しているうちにコンビニに行ってお金を下ろして きてください。」等と告げ、深夜に外出させ現金を持ち帰らせた。

法第7条第1項5号 省令第 18 条第6号ハ

【預貯金を引き出させる ための迷惑勧誘

\* 具体的な相談事例は、参考資料を御参照ください。

### 6 指示(法人)の内容 \*2事業者それぞれに対して指示

- (1) 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果につ いて、業務停止命令の日から1か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び 当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに東京都知事宛て 文書にて報告すること。

# 7 業務禁止命令(個人)の内容

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
吉川 孝子	令和7年3月28日(命令の日の翌日)から令和8年3月27日までの間(12か月間)、オービタル社及びサービス社に対して業務停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。	オービタル社及びサービス社の代表取締役であり、両社の訪問販売における業務全般の運営体制を構築した上、これを統括管理するなど、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。